SS ネットワーク維持・強化支援事業（R6補正予算）について

申請受付期間：２０２５年３月３１日(月)～５月１６日(金)　※石油協会必着

Ⅰ. 設備導入等支援事業(「SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業」の後継事業に相当)【111億円】

1. 共通事項

【1】補助対象設備

①燃料貯蔵タンク等の大型化等
②燃料貯蔵タンク等の修繕
③ペーパー回収設備
④緊急配送用ローリー
⑤POS システム
⑥灯油タンク等スマートセンサー
⑦官公需システム
⑧自家発電設備
⑨自動車保守整備事業関連設備（新規）
　1)洗車事業
　2)自動車整備･検査事業
　3)板金塗装事業
⑩SS タンクの撤去（新規）

【2】補助対象者

①～⑥の設備 (SS等が対象)	・中核SS又は住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・品確法登録SSを運営もしくは所有するBCP策定済の者 ※中核SS、住民拠点SSおよびBCP策定済みSSを総称して「SS等」とする
①～②、④の設備 (油槽所等が対象)	・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者 ※小口燃料配送拠点、配送拠点および油槽所を総称して「油槽所等」とする
⑦の設備	・BCP策定済の石油組合
⑧の設備	・中核SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者(但し当該住民拠点SSにあっては申請日時点で設置後8年以上経過したものに限る) ・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者、又は油槽所を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者(但し、配送拠点及び油槽所にあっては申請日時点で設置後8年以上経過したものに限る) ・BCP策定済の石油組合及び石油組合を会員とする連合会 ・SS過疎地においてSSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者(但し当該SSに新たに自家発電設備を設置し住民拠点SSに登録することを条件)【新規】
⑨の設備	・中小企業の揮発油販売業者
⑩の撤去	・複数SSを運営する事業者のSS集約化又は事業者同士の合併やM＆A等によるSSグループ化に伴い廃止するSSタンクの撤去を行う中小企業の揮発油販売業者もしくは所有者

※予算を超える応募があった場合の考え方
・①～⑩のうち⑧を除き、補助率按分方式とする（⑧は定額補助）
・申請案件すべてを採択（要件不備案件等は除き、補助要件を満たす案件は全て採択（⑧自家発電設備は申請受付順に採択））
・予算を超える場合は、補助率を按分（超過相当分）の上で採択（⑧自家発電設備を除く）

※油槽所等の定義（次の何れかに該当すること）
・全石連又は石油協会から補助金の交付を受けている「小口燃料配送拠点」または「配送拠点」
・「油槽所」にあっては、1基20KL 以上又は 2 基以上30KL 以上の燃料貯蔵タンク及び配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があるもの

※BCPについては、中小企業庁が定める「中小企業BCP策定運用指針 第２版」を踏まえた実効性のあるBCPの策定が求められる。
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level_d/bcpent_01.pdf

【3】補助率

（自家発電設備以外の設備）
中小企業　2／3
　　3／4　※①、③、⑤の設備に限りSS過疎地に所在するSSは3／4に嵩上げ
非中小企業　1／3　※大企業、元売販社、全農 等
※「みなし大企業」に該当する中小企業者は非中小企業の補助率を適用
（自家発電設備）
10／10

【4】補助上限額

◇補助上限額の算定
補助対象経費×2／3＝補助上限額　※中小企業の場合
・非中小企業は1／3を乗じた額
◇補助上限額の考え方は次のとおり
・補助対象設備毎に補助上限額を設定する（1SSあたり及び1事業者あたり）

（ア）①～⑥の設備
・①～⑥の設備については、特定の事業者が集中して申請することなく、1SS事業者を含め、広くあまねく利用してもらうことが適切。このため、同一事業者における補助対象設備の申請件数について上限を定める
※補助対象設備の申請件数（上限）：1事業者あたり：4SSまで、1SSあたり：4設備までとする
※油槽所等はそれぞれ1SSとみなし、上限4SSの範囲での申請とする
※今回の補正予算については「リピーター」の取り扱いはなし
（イ）⑨の設備
・⑨の設備については、1事業者2申請までとする
・上記（ア）とは別枠での申請を可能とし、（ア）のSSに設置するか、別のSS等施設に設置するかは問わないものとする
（ウ）⑩の撤去
・⑩の撤去については、1事業者2SSまでとする

2. 補助対象設備毎の補助要件等

【1】燃料貯蔵タンク等の大型化等

●災害時に備えたSSや油槽所におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための燃料貯蔵タンク・配管の大型化等の入換や更新を支援(新増設及び容量増を伴わない入換を含む)

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3(SS 過疎地は3／4)、非中小企業1／3

③補助対象設備:

ア)燃料貯蔵タンク更新工事(燃料貯蔵タンク本体も補助対象とする)

イ)配管更新工事(配管単独の入替工事も認める)

④補助上限額:

ア)燃料貯蔵タンク更新工事	1SSあたり:3,000 万円 (過疎地は3, 375万円)
イ)配管更新工事	1SSあたり:2,000 万円 (過疎地は2, 250万円)

※燃料貯蔵タンクとは、地上タンク及び地下タンクを対象とする(配管についても同様)

※過疎地向けの補助率 3/4 は、大型化等容量増を伴う入換に限る

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上、地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【2】燃料貯蔵タンク等の修繕

●地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や油槽所タンク等の修繕工事を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備:

ア)漏えい防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

ⅰ)内面ライニング施工工事

ⅱ)電気防食システム設置工事

b)危険物漏えい早期検知事業

ⅲ)精密油面計設置工事

ⅳ)統計学による漏えい監視システム設置工事

イ)油槽所タンク等の修繕工事

・地上タンクや露出配管の塗装更新、螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンクの維持に必要な修繕工事

④補助上限額:

ア)漏洩防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

ⅰ)内面ライニング施工工事　1SSあたり:1,000 万円

ⅱ)電気防食システム設置工事　1SSあたり:500 万円

b)危険物漏えい早期検知事業

ⅲ)精密油面計設置工事　1SSあたり:300 万円

ⅳ)統計学による漏えい監視システム設置工事　1SSあたり:300 万円

イ)油槽所タンク等の修繕工事

1施設あたり:1,000 万円(中小企業)

500 万円(非中小企業)

※補助率については、申請給油所等が立地している地域に関わらず同一の補助率を適用

※③ア)漏洩防止対策工事については規制対象年度ではない地下タンクを対象。但し、中小企業の油槽所に限り当該年度に規制を迎えるタンクも対象に追加

※同一SSにおいて、40年対応で油面計を補助金で設置した後、50年対応で内面ライニング施工工事もしくは電気防食工事を行う場合は、油面計に係る財産処分(残存簿価相当額の返還等)を行った上で申請を認める(現行運用通り)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【3】ベーパー回収設備

●ベーパー回収設備の導入を支援

①補助対象者：揮発油販売業者等（詳細は上記1.【2】のとおり）

②補助率：中小企業2／3（SS 過疎地は3／4）、非中小企業1／3

③補助対象設備：ベーパー回収設備（計量機、荷卸設備）・設置工事

④補助上限額：1SSあたり：600 万円（過疎地は675万円）、1事業者あたり：1,200 万円（過疎地 SS を含む場合は 1,350 万円）

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【4】緊急配送用ローリー

●緊急配送用ローリーの導入を支援

①補助対象者

揮発油販売業者、石油販売業者（小口配送拠点及び配送拠点事業者）等（詳細は上記1.【2】のとおり）

②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備：省エネ型ローリー（油種は制限しない）

④補助上限額

・1 事業者1台の申請に限る

・タンク容量が 10KL 未満のローリー：400万円/台

・タンク容量が 10KL 以上のローリー：1,000 万円/台

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

④各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること

【5】POS システム

●POS システムの導入・更新や、車番認証システム等の導入を支援

①補助対象者：揮発油販売業者等（詳細は上記1.【2】のとおり）

②補助率：中小企業2／3（SS 過疎地は3／4）、非中小企業1／3

③補助対象設備：

ア）POS システム設置工事

・POS 本体・付属機器（SSC 含む）、屋外機器（外設 POS、釣銭機）、設置工事

イ）車番認証システム等設置工事

・車番認証システム設置工事、デジタルサイネージ設置工事

④補助上限額：

ア）POS システム設置工事

①セルフSSの場合（フルSSのセルフ化含む）

1SSあたり：1,000 万円（過疎地は 1,125 万円）

1事業者あたり：2,000 万円（過疎地 SS を含む場合は 2,250 万円）

②フルSSの場合

1SSあたり：300 万円（過疎地は 337.5 万円）

1事業者あたり：600 万円（過疎地 SS を含む場合は 675 万円）

イ）車番認証システム等設置工事

1SSあたり：300 万円（過疎地は 337.5 万円）

1事業者あたり：600 万円（過疎地 SS を含む場合は 675 万円）

※ア）POSシステム設置工事において、申請事業者（複数SS運営）がセルフSSとフルSS双方の改造申請する場合の1事業者あたりの補助上限額は 2,000 万円とする（過疎地 SS を含む場合は 2,250 万円）

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【8】自家発電設備

●中核SSや小口燃料配送拠点の自家発電設備の更新、油槽所や石油組合事務所への自家発電設備の設置及びSS過疎地における新たな住民拠点SSの整備を支援

①補助対象者：中核SS、小口燃料配送拠点、油槽所、石油組合等（詳細は上記1.【2】のとおり）

②補助率：10／10

③補助対象設備：自家発電設備

④補助上限額：1SSあたり：250 万円

1施設あたり：600 万円（SS以外）

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

※住民拠点SSの自家発電設備を更新する場合

・当該住民拠点SSが設置後8年以上経過したものに限ること

①国庫補助金で自家発電設備を設置したSSに限らず、エネ庁HPの住民拠点SS一覧にあるSS（移設手続き中のSSを含む）

②申請日時点において、エネ庁HPの住民拠点SS一覧には存在しないが、自治体等の補助金により自家発電設備を設置し、当該自治体等における災害時対応の指定給油所となっているSSであって、今後住民拠点SSとしての役割を果たそうとするSS

⇒②については、「住民拠点サービスステーション登録申請書」を提出し、エネ庁HPの住民拠点SS一覧に掲載されることが前提（補助金申請と同時に登録手続きを行うことは可）

※SS過疎地に新たな住民拠点SSを設置する場合

・SS過疎地においてSSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者（但し当該SSに新たに自家発電設備を設置し住民拠点SSに登録することを条件）

・「SS過疎地」とは、SSが3か所以下の市町村：372市町村（令和6年3月31日時点SS登録データに基づく）とする

【9】自動車保守整備事業関連設備（新規）

●揮発油販売業者の経営基盤強化のための事業多角化の一歩となる、洗車や自動車整備、板金・塗装といった事業にかかる設備導入を支援

①補助対象者：揮発油販売業者（※中小企業に限る）

②補助率：中小企業2／3

③補助対象設備：

区分	対象設備	備考
ア）洗車事業	・高機能洗車機	・下記の高機能（オプション）を備えた洗車機であること ①泡洗車機能（高圧洗浄機能を含む） ②タイヤブラシ機能 ③下部洗浄機能 ④ガラス系コーティング ⑤遠隔管理システム、IOT 受付機能 ⑥純水装置 ⑦省スペース型（新規設置に限る） ・上記高機能のない洗車機への更新は不可（下記⑤補助対象の考え方を参照） ・洗車事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない
イ）自動車整備・検査事業	・油圧プレス ・コンプレッサー ・タイヤチェンジャー ・ホイルバランサー ・オイルチェンジャー ・ブレーキオイル交換機 ・エアコンガス回収機 ・リフト関係 ・リール ・スキャンツール ・CO/HC テスター ・普通小型認証工具 ・その他資工庁が認める設備	・土地建物取得費は対象外 ・但し、資産管理が必要な設備（購入価額が50万円以上：消費税抜き）の取得を対象とする ・自動車整備・検査事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない
ウ）板金・塗装事業	・塗装ブース（建物は除く） ・スプレーキャビン ・赤外線歓送装置 ・調色用ライト ・集塵装置 ・スプレーガン ・スプレーガンクリーナー ・フレーム修正機 ・車両計測器 ・溶接機 ・ADAS 関係機器 ・その他資工庁が認める設備	・土地建物取得費は対象外 ・但し、資産管理が必要な設備（購入価額が50万円以上：消費税抜き）の取得を対象とする ・板金・塗装事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない

④補助上限額：1施設あたり1,600万円

⑤補助対象の考え方

1)洗車事業の場合

取組区分	新規取組	既存の取組				
		(1) 非高機能設備→高機能設備への更新	(2) 既存事業の拡大に伴う設備の追加	(3) 既高機能設備→高機能設備への更新	(4) 非高機能設備→非高機能設備への更新	(5) 高機能設備→非高機能設備への更新・追加
設備数イメージ	0→1	1→1	0→1 1→2	1→1	1→1	1→1 1→2
可否	○	△	△	△	×	×
備考	上記③の①～⑦までのオプションのうちいずれかの機能を1つ付加することを条件とする	上記③の①～⑥までのオプションのうち、3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	追加の場合も、上記③の①～⑥までのオプションのうち、3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	更新の場合、既高機能設備に付加されていない、上記③の①～⑥までのオプションのうち3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	非高機能設備への単純リプレースは補助対象外	高機能設備から非高機能設備への機能落ち更新・追加は補助対象外

2)自動車整備・検査事業及び板金・塗装事業の場合

・新規の取組や既存設備にない新たな設備の追加取得は差し支えないものとする

・一の対象設備の購入費用が50万円未満(消費税抜き)であっても、対象設備を二以上取得した場合の合計額が50万円以上(消費税抜き)であれば対象とする

・なお、次の既存設備(申請日時点で購入後8年以上経過したものに限る)であって、EV整備等の受注機会の拡大につながるなど、機能向上している要件等を満たしている既存設備に限り更新を認める(申請時に新旧設備の機能が確認できるパンフレット等の提出を求める)

【自動車整備・検査事業】

・受注機会の増大・拡大につながる機能が向上している設備

設備名	機能向上している要件等
①タイヤチェンジャー	対応するタイヤのインチアップ(例:10～19インチ → 10～24インチ)
②ホイールバランサー	対応するホイールのインチアップ(例:10～18インチ → 10～30インチ)
③エアコンガス回収機	機能付加(例:チャージ機能のみ→抜き取り、再生、再充填、オイル補充機能追加)
④リフト	リフトアップ機能の向上(例:2.5～3.0t → 2.5～4.0t)

【板金塗装事業】

・受注機会の増大・拡大につながる機能が向上している設備

設備名	機能向上している要件等
①車両計測器	計測機能向上(例:2D計測 → 3D計測)

（留意事項）

①【9】の事業については、SS敷地内だけでなく、SS敷地外に設置する場合など、SS以外での取り組みも対象とする

・上記 1.-【5】の補助対象件数にある「1事業者あたり4SSまで」の当該4SSに設置する場合や、それ以外のSS等に設置する場合も認める

②なお、【9】の事業における新規の取組とは、申請事業者において、新規に取り組む事業であるほか、既に取り組んでいる事業であっても、当該事業を実施していないSS等(※)に新たに導入するものであっても差し支えない

(※)当該事業を実施していないSSに新たに導入することや、SSの隣地などSS敷地外における新たな取り組みのほか、SS敷地内で手洗い洗車や軽整備等を実施している場合で当該SS敷地内に新たに高機能洗車機を設置する場合や自動車整備事業等を行う場合も対象となる

③洗車事業について、新規取組みで「⑦省スペース型洗車設備」を設置する場合は、①~⑥の高機能(オプション)を付加しなくても対象とする

【10】SS タンクの撤去（新規）

●複数 SS を運営する事業者の SS 集約化や、事業者同士の合併や M&A等による SS 事業のグループ化に伴い廃止する SS タンクの撤去費用を支援(申請日において現に営業している SS のタンクに限る)

①補助対象者:中小企業揮発油販売業者又は中小企業所有者

②補助率:中小 2/3

③補助上限額:1,000万円

④集約化等の考え方

（例示）

	申請時 運営SS数		集約化･グループ化後 運営SS数	備考
集約化の場合	A社 3SS	→	A社 2SS	撤去する1SS分が対象
グループ化の場合	B社 2SS ＋ C社 2SS		D社(BとC統合会社) 3SS	

※集約化等を伴わない単なる撤去工事(1SS→0)は、令和７年度当初予算案を活用のこと

※申請手引書、申請書は全国石油協会 https://www.sekiyu.or.jp/

よりダウンロードして下さい

2025（令和７）年度当初予算案（石油流通関連）について

なお、2025（令和 7）年度当初予算案の内容（予算額等）は現時点のものであり、今後、国会の予算審議等を経て確定するものであることを念のためお断りしておきます。

＊（ ）内は令和６年度当初予算

（1）災害時に備えたエネルギー供給拠点の整備事業　6.7 億円（6.7 億円）

①地下タンクの入換・大型化支援　１.９億円　（1.９億円）

●「住民拠点ＳＳ」及び「中核ＳＳ」等のＳＳの保有在庫量を増加するための地下タンクの入換・大型化を支援

［補助率等］　※全国ＳＳ対象

地下タンクの入換・大型化	【非過疎地】	中小企業：2／3、非中小企業：1／4
	【過疎地】	中小企業：3／4、非中小企業：1／4、

②ベーパー回収設備の導入支援　０.９億円　（１.０億円）

●ベーパー回収設備の導入を支援

［補助率］　１／２

［補助対象］揮発油販売業者（ＳＳ事業者）

③自家発電設備の入換　２.０億円（２.０億円）

●住民拠点ＳＳ及び中核ＳＳにおける自家発電設備の入換を支援

［補助率］10／10

③ 環境・安全対策等　12.9 億円　（12.9 億円）

●ＳＳ過疎地を中心として、ＳＳ設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、

①地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事

②地下タンク等の撤去

③地下タンクの効率化等

④漏洩点検検査を支援

[補助率等] ※全国ＳＳ対象

①	漏えい防止対策（FRP ライニング等）	中小企業：2／3	11.1 億円
②	地下タンク等の撤去	中小企業：2／3	
③	地下タンクの効率化等	中小企業：３／４又は２／３	
④	検知検査	中小企業：1／3	1.75 億円

（注）補助率は全国同一